

群馬県市町村職員年金者連盟支部総会祝金交付要綱

（目 的）

第1条 この要綱は、群馬県市町村職員年金者連盟（以下「連盟」という。）を構成する支部において会員相互の親睦と会務報告等を兼ね支部総会（以下「総会」という。）を開催した場合に祝金を交付することに関し必要な事項を定める。

（祝 金）

第2条 祝金の額は10,000円とし、当該年度中の総会の開催回数にかかわらず交付は年1回とする。

（通 報）

第3条 支部長は、総会を開催するにあたっては、その日時・場所等を文書をもって連盟会長に通報するものとする。

（交付の方法）

第4条 連盟会長は、支部長の報告を受けたときには、総会当日に連盟職員が年金改定等の説明のため出席する場合は、祝金を持参させるものとする。

ただし、出席できない場合には、当該金額を支部長の指定する金融機関の口座へ振り込むものとする。

（その他）

第5条 その他必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成6年8月1日から施行適用する。